

## 第7回知的財産保護官民合同訪中代表团（実務レベルミッション） 結果報告

国際知的財産保護フォーラム  
第1プロジェクト

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、12月8日から12日にかけて、（株）バンダイの小藺江健一 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャーを団長とする第7回官民合同訪中団（実務レベルミッション）を北京へ派遣した。

今回のミッションでは、海関総署や国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局などの執法機関、農水関連部門である農業部、林業部および法制業務部門である國務院法制弁公室を訪問し、意見交換を実施した。

特に①間接関与者への処罰、②再犯者への罰則強化、を主題として模倣品ビジネスの成り立ちにくい環境整備のため、日中双方にとり効果的な方法につき意見を交わした。

### 1. 中国側機関との意見交換

<海関総署>

#### ①罰則の強化・拡大について

○水際措置は押収の実施だけではなく、違法ビジネスを未然に防ぐ環境づくりが必要という点については、共通認識を持っている。

○権利侵害を抑制するには営業免許剥奪や刑事責任追及といった過料以外のものが重要。

○日本と同様、通関免許剥奪の権限は有しているので、特定の業者については、チェック頻度を高めるなどの措置を行っている。

○税関での保管・廃棄費用については、権利者の負担をできるだけ軽減するように、費用の引き下げを指導し、料金徴集の透明性を高めるように指導している。

#### ②ホワイトリスト

○ホワイトリストについて、修正履歴を残すようにシステムを改善し、検証の段階に入っている。

○税関登録した企業に「ホワイトリスト登録はせずに、授權証対応し、これをエビデンスとして通関させるよう指示」する旨を付記できるようする予定。ただし、授權証は偽造の可能性もあるので、ホワイトリストの利用を勧める。

<農業部>

#### ①保護対象植物の拡大等について

○新たな保護対象植物のリスト追加は、テクニカルサポートができれば常時行う。近々第8回のリスト発表があると思う。

○飼料作物の保護については、中国政府は前向きに考えている。

○日本の品種テストガイドラインについて、技術面での協力は最も欲しいところ。ただ、ガイドライン自体については主要な植物以外は参考として利用する程度になる。

### ②UPOV91年条約（植物新品種保護に関する国際条約）への早期批准について

○ここ数年の研究・調査の結果78年条約が現在の中国に最も相応しいと考えている。91年条約の要請に対応できる体制がない。

### ③その他

○いぐさ品種「ひのみどり」が中国で栽培されているとの情報がある。「ひのみどり」は日本で品種登録されており、日本に輸入された場合には税関で差止められるため、「ひのみどり」を日本に輸出しないよう産地を指導して欲しい。その際、同一品種か判定する技術協力が必要であれば協力する。

<国家工商行政管理総局 独占禁止・反不正当竞争法執行局>

#### ①模倣ビジネス間接関与者に対する罰則強化

○間接関与者につき、処罰根拠が無いことは問題意識として持っていたので、反不正当竞争法の改正案において対応すべく、國務院法制弁公室に提出済み。倉庫管理者、輸送および展示業者が処罰対象となり、「故意」には「知るはず」が含まれる。

#### ②再犯対策の強化、再犯者に対する罰則強化

○再犯者については「厳罰にしなければならない」というガイドラインを策定中。未だガイドラインはないが、AICを指導しているので日本企業が困っていることがあればSAICに連絡をして欲しい。

#### ③商品形態を無断で使用する行為の禁止規定追加

○反不正当竞争法改正案で、商業標識という概念をいれ、経営者、サービス提供者を区別できるものは全て保護の対象となる予定である。

#### ④商号問題の解決

○商号問題は重大と認識している。4、5月に当件に関連する他局の部署と商号ただのりに関する会議を開催し、中国と海外の6社（含日本企業）を重点保護することとした。

<国家工商行政管理総局 商標局>

#### ①間接的に模倣品ビジネスに関与した者への罰則の強化

○現行法でも「故意による権利侵害への便宜供与は侵害行為にあたる」という趣旨は明確である。

○間接関与者の「故意」については「権利侵害品であると知っていること」であり知っているという証拠さえあれば、権利侵害行為を認定できる。

○間接関与が権利侵害であることを周知するため、具体的事例を積み重ねていくことには賛成（日本企業が事例研究に関わらせてもらえるよう、要請）

#### ②再度の模倣品の製造・販売行為に対する対策の強化

○再犯者の重罰化について「しなければならない」というのは商標局側も認識している。商標法改正案で対応している。ただ、情状に応じて処罰することは必要。

○営業許可の取消は（悪質な業者は持っていないので）効果的な手段とは思われない。

#### ③再犯者を再犯者として扱うことの徹底

○処罰決定書は権利者の申し出による処罰の場合は交付、職権による処罰の場合は交付できない。また、海外からの申し出について、中国国内で代理機関を指名していなければ処罰決定書は交付できない。

○処罰を受けた履歴を残すこと（逃亡者に対して公示送達により処罰決定を実施すること）につき、日本がこの問題を重要視していることを認識した。

#### ④冒認出願

○植物品種について、新品種および著名な品種名についての商標出願は拒絶するので、情報提供を願う。

○海外の周知商標について、中国国内の使用を差し置いて保護することは難しい。

○冒認出願された商標出願の公告前における情報提供については、公共の利益に資するものについては受け付ける。

#### <林業局>

##### ①保護対象植物の拡大等について

○中国にも仮保護制度はあり、初歩審査の広告日から権利付与日までは、権利侵害があったときに遡及して賠償請求できる。

○ニホングリについて、第5次追加リストの初歩審査の結果には入っているが、林業局内の公表関係部局のチェック中であり最終的にリストに入るかは分からない。

##### ②UPOV91年条約（植物新品種保護に関する国際条約）への早期批准について

○中国国内の事情が複雑なため、UPOV91年条約に加入するには条件が未熟である。ただ、前向きに検討していくという方向性は変わらない。

#### <国家質量監督検査検疫総局>

##### ①間接関与者への罰則の拡大・強化

- エンフォースメントの強化を検討しており、既に広東省や浙江省で行っている。
- 摘発対象を物流のチェーンに広げ、模倣品ビジネスに関わる全プロセスを摘発していきたいと考えている。
- 製品品質法第61条の「等」には、製造場所の提供者や保管場所の提供者も含まれる。

##### ②再犯対策

- 再犯についてはAICと連携を取っており、例えば工商局が市場販売での違法行為を処罰した後、製造拠点がわかり質検局が摘発した際には再犯となる。
- 処罰決定書については、民事訴訟、行政訴訟の証明文書としては交付している。当該業者が既に是正したにもかかわらず、処罰決定書を用い「違法業者」と触れ回るなど企業間の不公平な競争に用いられることも考えられるために、毎回出しているわけではない。再犯対策としては当局に記録があり、当局が再犯者であるか否かの確認をするので不要と考える。
- 過料の上限を上げ、下限を定めるには法改正が必要で、全人代の所管である。
- 県や市、他の行政機関を跨いだ場合も再犯となるような情報共有プラットフォームを構築中。主担当は商務部全国市場秩序整備制度弁公室である。

#### <国務院法制弁公室>

##### ①各法律の改正状況

- 専利法実施細則について、実質的な作業は終了。金融危機の関係で、制定が遅れてしまった。
- 商標法改正草案は関係機関の意見を聴取している。今回の建議書も一つの意見として検討。国務院においてはパブリックコメントの募集は行わず、全人代で行われる予定。

##### ②専利法改正の総括

- 8年ごとの改正に理由は無い。法改正の迅速化・簡素化の必要性は認識している。

##### ③外国著名商標の保護

- 外国著名商標の保護については中国国内でも意見が分かれており、統一されていない。中国で使用されていれば保護は可能。

#### ④商標の使用許諾について

- 使用許諾者の品質監督義務に関して、違反時の罰則などは無く不利益は無い。
- 使用許諾の届出義務に関しても処罰規定はない。届出により第三者対抗要件を備えるのみ。

#### ⑤間接関与者に対する処罰の拡大について

- 商標法実施条例における間接関与者の「故意」は、「状況に鑑みれば知りえた場合」も含む。また、間接関与の様態を示す「等」には店舗や倉庫の提供者は含まれているはず。

<最高人民検察院>

#### ①最高人民検察院の知財保護の取組について

- 知財保護・知財侵害取締りが長期的に機能するメカニズムを構築してきた。

#### ②刑法における著作権侵害罪の範囲等について

- 刑法217条の保護範囲は著作権法によって規定された保護対象である。

#### ③2001年公布経済犯罪案件訴追基準に関する規定61条4項について

- 2001年に公布した経済犯罪案件訴追基準に関する規定61条4項については、2004年の司法解釈と見比べると、刑事訴追の基準が違うこと、司法解釈では上記規定の3項・4項を導入していないことから、商標権侵害による刑事訴追は全面的に新しい司法解釈に従うと理解している。

#### ④知的財産権侵害による刑事事件での自訴の利用状況

- 知的財産に関する刑事事件での自訴状況については、裁判所の担当となる。

#### ⑤2004年の司法解釈の「その他情状がひどい場合」についての実務レベルでの検討会開催の提案

- 2004年の司法解釈の「その他情状がひどい場合」についての、実務レベルでの検討会開催については、今回のような形式なら考えられる。

#### ⑥公安の法執行につての改善について、日本政府から最高人民検察院に対して、直接、相談事例を提供し、改善を求めてよいか

- しかるべき渉外チャネルを通して出してもらえればよい

以上

## 参加者一覧

### 産業界側参加者

#### <IIPPF 側参加者>

団長 小藺江 健一 (株)バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー  
副団長 海沼 公志 雪印種苗(株) 種苗部 部長  
副団長 吉原 利樹 東芝テクノセンター(株) 技術第一部 専任部長  
小澤 潤 キヤノン(株) 知的財産法務本部 契約・渉外センター 模倣品対策課  
専任主任  
加茂 廣 トヨタ自動車(株) 知的財産部 コーポレート知財渉外室 主査  
小島 和郎 TOTO(株) 知的財産部 知的財産企画グループ グループリーダー  
小林 由吉夫 (株)タニタ 知的財産室 室長  
駒井 慎二 住友大阪セメント(株) 知的財産部 担当副部長  
佐藤 教子 月島機械(株) 法務部 知的財産グループ  
東 泰成 (株)日本電気特許技術情報センター ブランディング部 マネージャー  
土屋 晶義 パナソニック(株) 知的財産権本部 渉外チーム 参事  
別所 弘和 本田技研工業(株) 知的財産部 ブランド推進ブロック  
ブロックリーダー

#### <IPG 側参加者>

内山 信幸 ソニー(中国)有限公司 法務・知識産権本部 知識産権部 総監  
松島 重夫 コニカミノルタ(中国)投資有限公司 北京分公司 中国知識産権中心  
所長 兼 北京分公司首席代表  
石川 芳明 YKK(中国)投資有限公司 法務・知識産権部知識産権科 経理

### 政府側参加者

三橋 敏宏 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 室長  
墳崎 隆之 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣品対策専門官  
弁護士  
上田 智子 経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室  
長橋 良浩 特許庁 総務部 国際課 模倣品対策班 課長補佐  
加藤 哲也 内閣官房 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐  
野中 隆史 財務省 関税局業務課 知的財産係長  
山本 周 農林水産省 生産局 知的財産課 課長補佐  
川上 司 農林水産省 生産局 知的財産課 国際専門官

下山 誠 農林水産省 生産局 知的財産課 法令担当専門官

**在中華人民共和国日本国大使館**

空 周一 在中華人民共和国日本国大使館 經濟部 一等書記官

**事務局**

吉村 佐知子	日本貿易振興機構	在外企業支援	知的財産部	知的財産課長
粕谷 修司	日本貿易振興機構	在外企業支援	知的財産部	知的財産課 課長代理
河野 円洋	日本貿易振興機構	在外企業支援	知的財産部	知的財産課
谷山 稔男	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	部長
秋葉 隆充	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	副部長
高祖 紀史	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	副部長
小池 清仁	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	アドバイザー
王 瑩	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	
蔣 春霞	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	
楊 蕊	日本貿易振興機構	北京センター	知的財産権部	

**通訳**

蔡 院森  
周 慧良

以上